

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
21	井出 晴美（16）	<p>1. 災害時の備えについて</p> <p>ここ数年、異常気象による大雨への警戒が続く中、先日の台風15号では記録的暴風により93万戸が停電となり、多くの負傷者や熱中症による死亡者が出ております。近年の災害対策では昨年発生した西日本豪雨災害により大勢の犠牲者が出たことを教訓に、住民がみずからの避難行動を事前に決めておく「マイ・タイムライン」が改めて注目されました。</p> <p>政府の中央防災会議によると、昨年7月の西日本豪雨による被害状況は死者・行方不明者が200人を超え、最大約860万人に避難勧告などが出されました。しかし、実際に避難所で確認されたのは約0.5%の4万2000人程度で、逃げる気持ちがあっても、実際の行動に移す難しさが指摘されました。</p> <p>このため、災害時にはみずからの身を守る「自助」が最も重要になることから、住民の避難行動を促すマイ・タイムラインの作成を後押しする自治体がふえており、本市においても、「豪雨災害から命を守るためにマイタイムラインを作成しましょう！」とウェブサイトで紹介されています。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>(1) 本市のマイ・タイムライン作成の推進状況について伺います。</p> <p>次に、「自助」において備蓄品のストックが欠かせないことから、本市の防災マップに備蓄品について示されており、食料品や飲料水の備蓄については徐々に浸透しつつあります。さらに最近では災害時の備えとして、携帯トイレの備蓄の重要性が示されています。名古屋大学などが東日本大震災で被災した29の自治体に調査したところ、仮設トイレが行き渡るまでに4日以上かかった自治体は66%、さらにそのうち1カ月以上かかった自治体は14%に上りました。そのため、家庭での非常用トイレの準備が必要となります。災害時、自宅が無事であっても、水道がとまってしまえば、水を流すことができません。また下水道が破損した場合には、水を流しても排せつ物が流せなくなる場合があります。トイレが不衛生になったり、使うことができず、体調を崩したり、災害関連死につながる可能性もあると言われています。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>(2) 各家庭における災害用トイレの備蓄の重要性に対する啓発状況について伺います。</p> <p>次に、断水時でも粉をお湯で溶かす必要がない乳児用液体ミルクの店頭販売が本年3月から始まりました。液体ミルクは常温保存が可能で持ち運びが簡単な上、粉ミルクのようにお湯で溶かして人肌まで冷やす必要がないため、水道、電気、ガスがとまった非常時でもすぐ使用できる点が特長で開封して哺乳瓶に入れるだけで乳幼児に飲ませることができます。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>(3) 避難所への備蓄品として乳児用液体ミルクの導入が重要</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
21	井出 晴美（16）	<p>と考えますが、本市のお考えについて伺います。</p> <p>次に、このたびの台風15号では、長期の停電により犠牲になられた方など多くの被害者を出しました。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>(4) 本市における長期停電対策、避難所の長期停電対策はどのようにお考えか伺います。</p> <p>2. 動物愛護について</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案が本年6月12日参議院本会議において可決、成立しました。動物虐待罪の厳罰化と、犬猫へのマイクロチップ装着の義務化などが盛り込まれ、後を絶たない悪質な動物虐待を防ぐための法改正となりました。具体的には、殺傷に対する罰則の場合、現行の2年以下の懲役、または罰金200万円以下から5年以下の懲役、または罰金500万円以下に引き上げられました。また、虐待・遺棄に対する罰則についても、現行の罰金100万円以下から、懲役1年以下または罰金100万円以下へと強化されました。</p> <p>一方、ブリーダーなど繁殖業者に対しては、ペットに飼い主情報を記録したマイクロチップの装着が義務付けられました。また、犬猫を幼い時期に親から引き離すことで、かみ癖など問題行動を引き起こし、飼い主からの虐待につながることから、一部の規制対象外を除き、生後56日を経過しない犬猫の販売も禁止（56日規制）されました。</p> <p>さらに、動物を適正に養い、育てることを促すため、周辺環境に悪影響を与えている飼い主に対し、都道府県知事が指導や立ち入り検査を行うことができることも明記されました。市と県が連携して取り組むことが重要と考えます。</p> <p>そこでお伺いいたします。</p> <p>(1) 法改正により、虐待罪への罰則も強化され、犬猫の飼い主情報を記録したマイクロチップの埋め込みについても義務化されましたが、本市として今後どのような対応を考えているのか伺います。</p> <p>(2) 法改正により、動物を適正に養い、育てることを促すため、周辺環境に悪影響を与えている飼い主に対し、都道府県知事が指導や立ち入り検査を行うことができることも明記され、今後は市と県の連携強化が重要と考えますが、本市のお考えを伺います。</p> <p>(3) 動物愛護管理法において国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい行事を実施するよう努めることとして、9月20日から26日までの1週間を動物愛護週間と定めていますが、本市における動物愛護週間の取り組みについて伺います。</p> <p>(4) 災害時における、ペットとの同行避難について避難所運営マニュアルへの飼育場所の盛り込み状況について伺います。</p>	市長 及び 担当部長